

### 参考資料3 女性の活躍を促進するための各国の取組例

#### ■ 韓国における「積極的雇用改善措置（\*）」2006年～

##### ○ 概要

常時勤労者が500人以上の企業と公共機関に、男女別の雇用者数と女性管職者数の提出を義務付け、規模別産業別に平均値を算定。各産業平均値の60%に満たない企業に対して改善計画を策定し、履行するよう指導。

\*「男女雇用平等と仕事・家庭に関する法律」改正により、まず2006年に常時勤労者が1,000人以上の企業と公共機関に導入され、その後2008年に常時勤労者が500人以上の企業と公共機関にまで対象が拡大される。

##### ○ これまでの成果

全企業における女性雇用者比率が2007年から2010年までに0.3%ポイントの増加（42.3%⇒42.6%）であったのに対して、対象企業では2.6%ポイント増加（32.3%⇒34.9%）だったこと等から、韓国雇用労働部は一定の成果をみたものと分析。）

#### ■ オーストラリアの職場における女性への機会均等法（1999年～）

##### ○ 概要

100人以上のスタッフのいる全ての非政府機関に男女別の雇用者比率や管理者比率に加えて、改善のために行った措置やその効果について報告させるとともにパブリックレポートとして公開を義務付け。（正当な理由があれば非公表にすることも可）